

厚生省設置法案

四月八日

608

學生省設置法目次

- 第一章 總則（第一條 — 第五條）
- 第二章 本省（第六條 — 第三十七條）
 - 第一節 内部部局（第六條 — 第十四條）
 - 第二節 附属機關（第十五條 — 第二十九條）
 - 第三節 地方支分部局（第三十條 — 第三十六條）
 - 第一款 駐在防疫官事務所（第三十一條 — 第三十三條）
 - 第二款 医務出張所（第三十四條 — 第三十六條）
- 第三章 外局（第三十七條 — 第三十八條）
- 第四章 職員（第三十九條 — 第四十條）
- 附則（第四十一條 — 第四十二條）

厚生省設置法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、厚生省が所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

- 一 「食品」とは、おべたの飲食物をいふ。但し、医薬として攝取するものは含まない。
- 二 「添加物」とは、食品の調味、着色、著香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他方法によつて使用するものをいふ。
- 三 「器具」とは、飲食器、割ほし具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯藏、運搬、陳列、搬送又は攝取の用に供され、且

(2)

つ、食品又は添加物に直接接觸する機械、器具その他物をいふ。但し、製業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は含まない。

四 「容器包装」とは、食品又は添加物を容れ、又は包んでいふ物で、食品又は添加物を搬送する場合そのままで引か脱すものをいふ。

五 「医薬品」とは、左の各号に掲げる物^(公定書による。下同じ)をいふ。但し、用具を除く。
イ 藥方、
ロ 医薬品集又はこれらの追補に收められたもの、
ハ 人の疾病の診断、治中、輕減、処置又は予防に使用することが目的とされているもの、
ニ 人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされているもの、
ホ 人の食品を除く。

六 「用具」とは、左の各号に掲げる物をいふ。
イ 人の疾病の診断、治中、輕減、処置又は予防に使用することが目的とされている器具、器械又は装置

ニ 前各号に掲げるものの構成の一部として使用されているもの、

ハ 人の疾病の診断、治中、輕減、処置又は予防に使用することが目的とされている器具、器械又は装置

的とされている器具、器械又は装置

(七) 人の身体の構造又は機能に影響を与えることが目的とされている器具、器械又は装置

(設置)

第三條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基づいて、厚生省を設置する。

2. 厚生省の長は、厚生大臣とする。

(厚生省の任務)

第四條 厚生省は、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負い、もつて社会福祉、社会保険及び公衆衛生の向上及び増進を

四 することを任務とする政府機関とする。

一 國民の保健

二 禁煙

三 社会事業、災害救助その他国民生活の保護指導

四 児童福祉の増進

五 社会保険（労働者の所管に属するものを除く）

に因り、事務及び人事

(3)

六 人口問題に關する事務
(厚生省の権限)

第五條 厚生省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲

げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を

含む）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理する

こと。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資料等を調

達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に任免及び賞罰を行う。その他職員、人事を管理すること。

七 職員に賃金及び保健のための必要な施設をなし、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

611

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の監察を行ひ、法令の定めるところに従ひ、必要の措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
十二 厚生省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人につき許可又は認可を与え又はその許可を取り消すこと。

十四 優生結婚相談所の設置を認可し、優生結婚相談所に関する基準を定めらるること。

十五 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。
十六 都道府縣又は政令で定めらるる市に対し、保健所の設置及び運営に關し必要な事項を命ずること。

十七 傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）を適用すべき傳染病を指定し、その適用範圍を定めらるること。

十八 都道府縣知事の行う傳染病毒汚染の建物の処分並びに船舶、汽車

(4)

及び電車の検査を認可すること。

十九 臨時予防接種を都道府縣をして行わしめらるること。

二十 性病の牛人並着し、都道府縣知事が健康診断を行わうとする場合これを承認すること。

二十一 都道府縣に対して精神病院の設置を命ずること。

二十二 都道府縣その他必要と認めらるる公共団体に対して結核療養所の設置を命ずること。

二十三 二以上、都道府縣を指定し、これに対して療養所の設置を命ずること。

二十四 検査を施行すべき海港及び傳染病の種類を指定すること。

二十五 区域を定めて国立公園を指定すること。

二十六 国立公園事業を執行し、その一部を公共団体に執行せしめらるること。

二十七 国立公園の区域内に特別地域を指定し、その区域内に一定の行為をしようとする者に対し許可を与えその條件に違反しに者に対し原状回復を命ずること。

三十八 国立公園の区域内で一定の行爲を禁止し、若しくは制限し、又は
必要措置を命じ、これらの命令若しくは処分違反した者に対し
原状回復を命ずること。

三十九 温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要
な地域を指定すること。

四十 指定区域内において温泉利用施設の管理者に対し、必要を指示を
なすこと。

三十一 理容師養成施設を指定すること。

三十二 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は器具包装につき、その
基準又は規格を定め、必要を製品検査を行うこと。
（昭和三十二年法律第百五十三号）

三十三 輸出入品に必要を輸出品検査及びその標準を定め、又は指定輸出品
の最低標準及び包装条件を定め、及び輸出貨品につきは保陣衛
生に關し輸出の最低標準及び包装条件を定め、これらについて検査
を行うこと。但し、同法及同法に基き命令において他に屬せしめられたる措置を除く。

三十四 食品衛生監視員をして食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十

三号）の定める営業施設につき臨検、検査させ、試験用物品を収去
させること。

三十五 市町村に対して、場の設置を命ずること。

三十六 水道、下水道の布設、築造を認可すること。

三十七 医師及び歯科医師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取
消又は医業の停止を命ずること。

三十八 保健婦、助産婦及び甲種看護婦の試験、免許及び登録を行い、並
びに免許の取消し又は業務の停止を命ずること。

三十九 歯科衛生士の試験を行うこと。

四十 医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき立入検査
させること。

四十一 都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療
所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して医療法（昭和二十
二年法律第百五号）の定めるところにより必要事項を命ずること。

四十二 薬剤師の免許及び登録を行い、並びに免許の取消し又は業務の停止を

命すること。

四十三 医薬品、用具又は化粧品、製造業者及び輸入販賣業者の登録を行
い、並びに登録の取消又は業務の停止を命すること。

四十四 薬事審議会の長が提出する原案に基づいて、公定書を作成し、公布する
こと。

四十五 医薬品の製造業者が、公定書に收められていない医薬品を製造し
ようとするとき、又は用具の製造業者が用具を製造しようとするとき、
品目ごとにとの製造を許可すること。

四十六 医薬品、医療用用具その他の衛生用品及びこれらの生産資材の製
造を行うこと。

四十七 薬事監視員をして、必要を立入検査を行わせ、必要の場合に於
て試験用物品を収去させること。

四十八 麻薬及び大麻（カンナビス・サテイバ・エル）の取扱者の免許及び登
録を行い、並びに免許の取消及び登録のまづ消を行うこと。

四十九 毒物及び劇物を指定すること。
五十 生物学的製剤、抗菌性物質製剤その他特定の医薬品の規格を定め

及びこれららの検査を行うこと。

五十一 都道府県又は政令で定める市に対して社会事業の経営を命すること。
五十二 都道府県知事が行う災害救助につき他、都道府県知事に対して應
援をなすべきことを命すること。

五十三 地域又は職域が都道府県又は特別市の区域を越える消費生活協同
組合及び消費生活協同組合連合会の設立を認可すること。

五十四 民生委員及び児童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を
定めること。

五十五 児童福祉施設の設備及び運営につき最低基準を定めること。
五十六 政府の管掌する健康保険及び船員保険に関し、療養に要する費
を定め、診療契約を締結すること。

五十七 健康保険組合及び健康保険組合連合会の設立、規約、保険料率又
は予算を認可し、これらに対し事実に関する報告をさせ、事業及び
財産の状況を検査し、規約の変更を命じその他監督上必要な処分をなすこと。
五十八 社会保険診療報酬支払基金の予算を認可し、その事業又は財産の状

況に關し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他物件を検査させること。

五十九 国民健康保険を行う市町村へ特別区を含む国民健康保険組合、国民健康保険を行う社団法人及び国民健康保険団体連合会に對してその事業及び財産に關し報告をさせ、その状況を検査し、條例、規約又は規定の変更を命じ、その他監督上必要な命令又は処分をなすこと。

六十 国民健康保険の診療報酬の標準額を定め、政府の管掌する健康保険又は厚生年金保険若しくは労働者健康保険に關し、診療料下徴収すること。前各号に掲げられたもの外、法律に基き命令を含むに基き、厚生省に屬せしめられた権限。

第二章 本省
第一節 内務部局

(内務部局)
第六條 本省に 大臣官房及び左の六局を置く。
公衆衛生局

- 医務局
- 藥務局
- 社会局
- 児童局
- 保険局

二 大臣官房に統計調査部を、公衆衛生局に環境衛生部を置く、
(特別な職)

第七條 医務局に次長一人を置く、

(大臣官房の事務)

第八條 大臣官房において、厚生省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

- 四 公文書類を接受し、發送し、編集し及び保存すること。
 - 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - 六 国有財産及び物品を管理すること。
 - 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
 - 八 行政の調査を行うこと。
 - 九 渉外事務に関すること。
 - 十 廣報に関すること。
 - 十一 法令案の審査その他総合調整に関すること。
 - 十二 所管行政に関する物資の総合調整を行うこと。
 - 十三 所管行政に関する調査一般に関すること。
 - 十四 人口動態統計その他厚生省の所管行政に必要な統計について企画普及、資料の収集保管、製表、解折及び編さんを行うこと。
 - 十五 前各号に掲げるものの外、厚生省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。
- 2 統計調査部は前項第十三号及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。

（公衆衛生局の事務）

第九條

- 公衆衛生局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 国民の健康増進及び資質の向上に関し、企画し実施すること。
 - 二 国民厚生運動の普及発達を図ること。
 - 三 国民の栄養状態の調査を行い、その改善向上を図ること。
 - 四 栄養士の身分及び業務について監督を行うこと。
 - 五 疾病にかかっている者の栄養食品の確保及び調理の指導を行うこと。
 - 六 保健所の設置及び運営を指導監督すること。
 - 七 衛生教育に関すること。
 - 八 傳染病、精神病、地方病その他特殊の疾病について傳ばん及び発生防止、予防治療施設の拡充等予防業務の指導監督を行うこと。但し、他局の主管に属するものを除く。
 - 九 疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。
 - 十 海港及び空港における檢疫に関すること。
 - 十一 国立公園を保護し、国立公園計画を定め、国立公園事業を行うこと。

観支

- 十二 国立公園及び温泉に関する事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。
- 十三 皇居外苑、京御苑及び新宿御苑を維持管理すること。
- 十四 景勝地及び休養地に関し国民学生のため調査を行い、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。
- 十五 国民の学生のための公園に関し調査を行い、その整備改善を図ること。
- 十六 温泉を保護し、その利用の適正を図ること。
- 十七 旅館、興行場、公衆浴場、理容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
- 十八 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上を図ること。
- 十九 ねずみ、こん虫等の駆除、へい、蚊処理場等の指導監督その他環境衛生の改善及び向上を図ること。
- 二十 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

二十一 と、場 及び犬の狂犬病の予防と畜に關すること

二十二 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。

二十三 水道、下水道の布設、築造、維持管理等につき、指導奨励及び監督を行うこと。

二十四 墓地、埋葬、火葬等に関すること。

二十五 前各号に掲げるものの外、公衆衛生の向上及び増進に関すること。但し、他局の主管に属するものを除く。

二十六 環境衛生師は、前項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

(医務局の事務)
第十條 医務局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 医師及び歯科医師の身分及び業務について指導監督を行うこと。
- 二 医療の指導及び監督を行うこと。
- 三 保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士その他医療関係者の身分及び

業務について指導監督を行うこと。

四、専任教師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の身分及び業務について指導監督を行うこと。

五、日本医療団の清算の指導を行うこと。

六、医療機関の整備改善を図ること。

七、医療の普及及び向上を図ること。

八、国立病院及び国立療養所に関すること。

九、国立病院の特別会計の経理を行うこと。

(薬務局の事務)

第十一條 薬務局においては、左の事務をつかさどる。

一、医薬品、医療用具その他衛生用品の生産配給、販賣等に関する業務の指導、奨励、監督及び調整を行うこと。

二、薬剤師の身分及び業務について指導監督を行うこと。

三、医薬品、用具又は化粧品等の製造業者及び輸入販賣業者に関すること。

四、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）に規定する不良又は不正

と。

表示医薬品、用具及び化粧品の取締を行うこと。

五、医薬品、用具及び化粧品の試験、検査及び研究を指導すること。

六、生物学的製剤、抗菌性物質製剤及び特定の医薬品の検定に関するこ

と。

七、毒物、劇物、麻薬及び大麻の取締を行うこと。

八、前各号に掲げるものの外、薬事に関する法律を施行すること。

(社会局の事務)

第十二條 社会局においては、左の事務をつかさどる。

一、社会事業の助長及び監督を行うこと。

二、社会事業の調査研究を行うこと。

三、民生委員の指導及び監督を行うこと。

四、社会事業関係職員の新養訓練を行うこと。

五、生活困窮者その他保護を要する者に対して必要な保護を行うこと。

六、災害者の應急救助を行うこと。

七、身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行うこと。

- 八 消費生活協同組合の助長及び監督を行うこと。
- 九 公益質屋その他社会福祉施設の助長及び監督を行うこと。
- 十 災害者の救助及び保護を要する者の保護に必要な物資に関すること。
- 十一 前各号に掲げるものの外、国民生活の保護及び指導に関すること。

（児童局の事務）

- 第十三条 児童局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 児童福祉司及び児童委員を指導すること。
 - 二 児童及び妊産婦の保健の向上を図ること。
 - 三 妊産婦、乳幼児に特殊な疾病の予防及び栄養の改善を図ること。
 - 四 児童の福祉のための文化の向上を図ること。
 - 五 児童の保育、養護、教護その他児童の保護を図ること。
 - 六 保護を要する母子の保護を図ること。
 - 七 児童の不良化を防止すること。
 - 八 里親を指導すること。

- 九 児童の心身の育成発達を指導すること。
- 十 児童相談所、児童福祉施設及び児童福祉施設の職員を養成する施設、設備及び運営につき指導監督すること。
- 十一 児童相談所及び児童福祉施設の職員を養成及び指導すること。
- 十二 前各号に掲げるものの外児童及び妊産婦その他母性の福祉を図ること。但し、他局の主管に属するものを除く。

（保険局の事務）

- 第十四条 保険局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 政府の管掌する健康保険事業を行うこと。
 - 二 健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。
 - 三 厚生年金保険事業を行うこと。
 - 四 船員保険事業を行うこと。
 - 五 国民健康保険を行う市町村（特別区を含む）及び国民健康保険を行
 ない社団法人の国民健康保険事業並びに国民健康保険組合及び国民健康
 保険団体連合会を指導監督すること。

- 六 社会保険診療報酬夫拂基金を指導監督すること。
- 七 厚生保険特別会計の経理を行うこと。
- 八 払戻保険特別会計の経理を行うこと。
- 九 社会保険制度の調整を図ること。
- 十 社会保険の向上及び増進に關し調査研究を行うこと。

第二節 附屬機關

(附屬機關)

- 第十五條 第二十九條に規定するものの外、本省に左の附屬機關を置く。
- 人口問題研究所
- 国立公衆衛生院
- 国立栄養研究所
- 国立予防衛生研究所
- 検疫所
- 国立病院
- 国立療養所

(2)

- 病院管理研修所
- 国立衛生試験所
- 国立光明寮
- 国立身体障害者更生指導所
- 国立救護院
- 国立健康保険療養所
- (人口問題研究所)
- 第十六條 人口問題研究所は、人口問題に關する調査研究をつかさどる機關とする。
- 2. 人口問題研究所は、東京都に置く。
- 3. 人口問題研究所の内部組織は、厚生省令で定める。
- (国立公衆衛生院)
- 第十七條 国立公衆衛生院は、公衆衛生技術者の養成訓練並びにこれに對する公衆衛生に關する學理の應用の調査研究をつかさどる機關とする。
- 2. 国立公衆衛生院は、東京都に置く。

3. 国立公衆衛生院の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立栄養研究所)

第十八條 国立栄養研究所は、國民の栄養その他食生活の調査研究をつかさどる機関とする。

2. 国立栄養研究所は、東京都に置く。

3. 国立栄養研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立予防衛生研究所)

第十九條 国立予防衛生研究所は、傳染病その他の特定期疾病及び食品衛生に關し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行うこと。
- 二 予防、治療及び診断に關する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒材料等の検査、検定及び試験的製造を行うこと。
- 三 バストワクチンその他使用されること稀なるその製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。
- 四 食品衛生に關し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。

(73)

五. その他予防衛生に關し、科学的調査研究を行うこと。

六. 予防衛生に關する試験研究の総合調整を行うこと。

2. 国立予防衛生研究所は、東京都に置く。

3. 国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

4. 厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(検査所)

第二十條 検査所は、海港及び空港における検査及び防疫を行う機関とする。

2. 検査所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立病院)

第二十一條 国立病院は、医療を行ふ機関とする。

2. 国立病院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3. 厚生大臣は、必要があるとき、認めるときは、所要の地に国立病院の分院

を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(あわせて医療の向上に寄與する)

又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 国立病院又は分院若しくは診療所は、厚生省令の定めるところにより、その業務に差支えない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立病院、分院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。

5 国立病院に、看護婦及び助産婦の養成所を附置することができる。

(国立療養所) 養成所に関する必要事項は、厚生省令で定める。
第二十三條 国立療養所は、特殊の医療を要する者に対して、医療を行

2 国立療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。
3 厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に国立療養所の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 前條第四項の規定は、国立療養所又は分院若しくは診療所に準用する。

5 国立療養所に、看護婦の養成所を附置することができる。

(病院管理研修所) 養成所に関する必要事項は、厚生省令で定める。
第二十三條 病院管理研修所は、病院管理に關し調査研究及び研修をつかさどる機関とする。

2 病院管理研修所は、東京都に置く。

3 病院管理研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立衛生試験所)
第二十四條 国立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

- 一 国家検定を要する医薬品及び食品等の試験及び検査を行うこと。
- 二 輸送する医薬品、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。
- 三 不良の虞ある医薬品、用具化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。
- 四 薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。
- 五 医薬品等の試験的製造を行うこと。

六 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。
 三 国立衛生試験所は、東京都に置く。
 三 国立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。
 四 厚生大臣は、国立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に国立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立光明寮)

第二十五條 国立光明寮に關しては、国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第六十二号)の定めるところによる。

(国立身体障害者更生指導所)

第二十六條 国立身体障害者更生指導所に關しては、国立身体障害者更生指導所設置法(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

(国立教護院)

第二十七條 国立教護院は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号及び同法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)

第十條第一項の規定により入院させた児童の教護をつかさどり、あわせて全国に教護院における教護の向上に寄与する機関とする。

2. 国立教護院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。
 3. 国立教護院に教護事務に従事する職員、養成所を附置することかできる。
養成所は、厚生省令で定める。

(国立健康保険療養所)

第二十八條 国立健康保険療養所は、健康保険、国民健康保険その他社会保険の被保険者及び被扶養者の療養をつかさどる機関とする。

2. 国立健康保険療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(その他の附属機関)
 第二十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれ
 るものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
衛生統計協議会	厚生大臣の諮問に應じて、衛生統計に関する重 要事項を調査審議すること。
国民体力審議会	厚生大臣の諮問に應じて、国民体力に関する重 要事項を調査審議すること。 主として優生手術に関する適否の再審査を行 い、その他優生保護上必要な事項を処理すること。
中央優生保護審査会	厚生大臣の諮問に應じて、米養士試験に関する 重要事項を調査審議すること。
米養士試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、国立公園に関する重 要事項を調査審議すること。
国立公園中央審議会	関係都道府県知事の諮問に應じて、当該国立公 園の運営に関する重要事項を調査審議すること。
国立公園地方審議会	厚生大臣の諮問に應じて、温泉及び之に関する 行政に關し調査審議すること。
中央温泉審議会	厚生大臣の諮問に應じて、理容師養成施設の指 定に關し調査審議すること。
理容師養成施設指定協議会	厚生大臣の諮問に應じて、食品衛生及び食品衛 生に關する行政に關し調査審議すること。
中央食品衛生調査会	厚生大臣の諮問に應じて、医師、歯科医師の免 許の取消、再免許若しくは業務の停止の処分又 は医道の向上に關する重要事項を調査審議する こと。
医道審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医師國家試験に關す る重要事項を調査審議すること。
医師國家試験審議会	

齒科醫師國家試験奉議會

醫師國家試験委員

齒科醫師國家試験委員

醫師國家試験予備試験委員

齒科醫師國家試験予備試験委員

醫師実地修練審議會

齒科醫師実地修練審議會

厚生大臣の諮問に應じて、齒科醫師國家試験に關する重要事項を調査審議すること。

醫師國家試験に關する事務をつかさどること。

齒科醫師國家試験に關する事務をつかさどること。

醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

齒科醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

厚生大臣の諮問に應じて、醫師法（昭和二十三年法律第二百一十一條）第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、齒科醫師法（昭和二十三年法律第二百一十一條）第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議すること。

保健婦助産婦看護婦試験審議會

保健婦助産婦看護婦國家試験委員

医療機關整備中央審議會

診療報酬審議會

あん摩はりきゆう柔道整復師業中央審議會

厚生大臣の諮問に應じて、保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験及び乙種看護婦試験に關する重要事項を調査審議すること。

保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験の実施に關する事務をつかさどること。

厚生大臣の諮問に應じて、医療機關の整備に關する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、公的医療機關の開設者が請求することのできる診療の報酬に關する事項を審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復師業法（昭和二十二年法律第二百一十七號）第一條第一項に規定する学校又は養成施設の認定及び試験、同法第八條第一項に規定

医薬制度調査会

日本医療団清算管理協議会

薬事審議会

中央社会事業審議会

する指示又は同法第十一條第二項に規定する処分に関する重要事項を調査審議すること。
 厚生大臣の諮問に應じて、医薬制度の改善に関する重要事項を調査審議すること。
 厚生大臣の諮問に應じて、日本医療団の清算に関する重要事項を調査審議すること。
 公定書の改訂又は追補に關しその原案を厚生大臣に提出し、薬剤師國家試験を執行し、新医薬品その他藥事に關し厚生大臣に建議し及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に對する再審査を行うこと。
 社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）第七條及び同法第十三條の規定によりその权限に屬する事項を調査審議する他厚生大臣の諮問に應じて、社会事業に關する重要事項を調査審議す

中央児童福祉審議会

健康保険審議会

厚生年金保険審議会

船員保険審議会

健康保険審査会

厚生年金保険審査会

船員保険審査会

ること。
 厚生大臣の諮問に應じて、児童及び妊産婦の福祉に關する事項を調査審議すること。
 政府管掌の健康保険事業の運営に關する事項を審議すること。
 厚生年金保険事業の運営に關する事項を審議すること。
 船員保険事業の運営に關する事項を審議すること。
 健康保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に關する不服について審査すること。
 厚生年金保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に關する不服について審査すること。
 船員保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に關する不服について審査すること。

中央社会保険診療協議会
社会保険診療報酬規定協議会

健康保険の保険医に對し、適正なる保険診療を
指算し及びその監督を図ること。
厚生大臣の諮問に應じて、健康保険及び船員保
険における適正なる診療報酬並びに國民健康保
険における診療報酬標準額を審議すること。

前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員につい
ては、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除
く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

（地方支分部局）
第三十條 本省に左の地方支分部局を置く。

駐在防疫官事務所
医務出張所

第一款 駐在防疫官事務所

（所掌事務）
第三十一條 駐在防疫官事務所は、本省の所掌事務のうち防疫に関する事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）
第三十二條 駐在防疫官事務所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
北海道地区駐在防疫官事務所	札幌市	北海道
東北地区駐在防疫官事務所	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣
関東信越地区駐在防疫官事務所	東京都	茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京府 山梨縣 新潟縣 長野縣 静岡縣 愛知縣 岐阜縣 三重縣 富山縣 石川縣 福井縣
東海北陸地区駐在防疫官事務所	名古屋市	滋賀縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣
近畿地区駐在防疫官事務所	大阪市	滋賀縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣
中国地区駐在防疫官事務所	広島市	山口縣 島根縣 岡山縣 広島縣
四国地区駐在防疫官事務所	高松市	徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣
九州地区駐在防疫官事務所	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣

(内部組織)

第三十三條 駐在防疫官事務所の内部組織は、厚生省令で定める。

第二款 医務出張所

(所掌事務)

第三十四條 医務出張所は、本省の所掌事務のうち国立病院及び国立療養所の業務の指導監督並びに国立病院特別会計の経理に関する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十五條 医務出張所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名	林	位	置	管	轄	区	域
北海道医務出張所	札幌市	札幌市		北海道			
東北医務出張所	仙台市	仙台市		青森縣	岩手縣	宮城縣	秋田縣
関東信越医務出張所	東京都			山形縣	福島縣		
				茨城縣	栃木縣	群馬縣	埼玉縣

(内部組織)

第三十六條 医務出張所の内部組織は、厚生省令で定める。

東海北陸医務出張所	名古屋市	十葉縣	東京都	神奈川縣	山梨縣
近畿医務出張所	大阪市	新潟縣	長野縣		
中國医務出張所	広島縣佐伯郡大竹町	静岡縣	愛知縣	岐阜縣	三重縣
四國医務出張所	香川縣仲多度郡善通寺町	富山縣	石川縣		
九州医務出張所	福岡市	福井縣	滋賀縣	京都府	大阪府
		兵庫縣	奈良縣	和歌山縣	
		鳥取縣	島根縣	岡山縣	広島縣
		山口縣			
		徳島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣
		福岡縣	佐賀縣	長崎縣	熊本縣
		大分縣	宮崎縣	鹿児島縣	

第三章 外局

(外局の設置)

第三十七條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて厚生省に置かれる外局は、左の通りとする。

引揚援護廳

(引揚援護廳)

第三十八條 引揚援護廳の組織、所掌事務及び権限は引揚援護廳設置令(昭和二十三年政令第百二十四号)の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第三十九條 厚生省に置かれる職員は、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第四十條 厚生省に置かれる職員の定員は、別に法律で定めらる。

附則

(昭和二十三年法律第百二十号)

第四十一條 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

第四十二條 左の勅令は、廃止する。但し法律へこれに基づく命令を含むに別段の定めのある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に

基く相当の機関及び職員となり、同一性をしつて存続するものとする。
厚生省官制(昭和十三年勅令第七号)

厚生部内臨時職員設置制(昭和十三年勅令第八号)

臨時厚生省に顧問を置く件(昭和二十年勅令第五百四十六号)

人口問題研究所官制(昭和二十一年勅令第二百五十号)

公衆衛生院官制(昭和二十一年勅令第百四十九号)

国立栄養研究所官制(昭和二十二年勅令第百七十五号)

予防衛生研究所官制(昭和二十二年勅令第五十八号)

検疫所官制(昭和二十二年勅令第百四十七号)

衛生試験所官制(明治二十三年勅令第百五十五号)

国立少年救護院官制(昭和九年勅令第百八十一号)

国立健康保険療養所官制(昭和十八年勅令第二十三号)

中央衛生会官制（明治二十八年勅令第五十七号）
薬剤師試験委員官制（明治二十九年勅令第百十九号）
2. 前項但書の規定は、職員の設定に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

農林省設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(水産庁設置法の一部改正)

第一條 水産庁設置法(昭和二十三法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

(附 属 機 関)

第九條 第九條の四に規定するものの外、水産庁に次の附屬機関を置く。

水産研究所

水産講習所

第九條の次に、次の三條を加える。

(水産研究所)

第九條の二 水産研究所は、水産に関する試験、研究、分析、鑑定、調査、講習、種苗及び標

本の配布並びに技術の普及を行う機関とする。

又、水産研究所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名	所 在 地
北海道水産研究所	北海道余市郡

東北区水産研究所	盛岡市
東海区水産研究所	東京都
南海区水産研究所	高知市
西海区水産研究所	長崎市
日本海区水産研究所	七尾市
内海区水産研究所	広島市
淡水区水産研究所	東京都

3 農林大臣は、水産研究所の事務を分掌せしめるため所要の地に、水産研究所の支所を設けることができる。

4 水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(水産講習所)

第九條の三 水産講習所は、水産に関する学理及び技術の教授及び改良を行ふ機關とする。

又 水産講習所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名	所在地
第一 水産講習所	横浜 横浜市
第二 水産講習所	下関 下関市

3 水産講習所の内部組織については、農林省令で定める。

4 東京水産大学及び第一水産講習所は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第...号）の定めるところによる。

第九條の四 左の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それら下欄に記載する通りとする。

種	目
水産物規格審議会	水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第百十号）の規定する権限を行うこと。
漁船再保険審査会	漁船再保険法（昭和十二年法律第二十三号）により政府の行う再保険に関する事項を審査すること。

又 水産物規格審議会及び漁船再保険審査会については、それぞれ指定農林物資検査法及び漁船再保険法の定めるところによる。

(農地調整法等の一部改正)

第三條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)及び公自休限創設特例措置法(昭和二十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

農地調整法及び自休限創設特例措置法中、中央農地委員会を「中央農地委員会」と改める。
(開拓者資金融通法の一部改正)

第三條 開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 政府は、第三條第一項の規定による年賦金の賦額若しくは増額の基準又は前條の規定

による支払の猶予の基準を定めるに付、中央開拓審議会の意見をきみなければならぬ。

政府は第一條の規定による資金の貸付、第二條第一項第二号から第四号までの規定による一時償還の請求又は前條の規定による支払の猶予を行うときは、向該都道府県知事の進達を基

かすなければならない。

都道府県知事は、前項の進達をするときは、当該都道府県開拓審議会の意見を聴かなければならぬ。

第六條の次に次の三條を加える。

第七條 農林省は中央開拓審議会を置く。

中央開拓審議会は、農林大臣の監督に属し前條第一項に掲げる事項及び他の法令によりその権限に属させられた事項を行う外、農林大臣又は中央農地委員会からの諮問に應じて、開拓に関する重要事項を調査審議する。

第八條 都道府県は、その管内に、都道府県開拓審議会を置く。

都道府県開拓審議会は、都道府県知事の監督に属し、第六條第二項に掲げる事項及び他の法令によりその権限に属させられた事項を行う外、都道府県知事又は都道府県農地委員会の諮問に應じて、開拓に関する重要事項を調査審議する。

第九條 前二條の規定するもののほか、中央開拓審議会及び都道府県開拓審議会に關して必要の事項は政令でこれを定める。

(農産種苗法の一部改正)

第四條 農産種苗法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第七條、第十一條及び第十二條中、「種苗審査委員会」を「種苗審査会」と改める。

(農薬取締法の一部改正)

第五條 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

(関係命令の廃止)

第六條 左に掲げる勅令は、廃止する。

馬政調査会官制(昭和七年勅令第三百二号)

重要肥料業委員会官制(昭和十一年勅令第四百五十二号)

農林計画委員会官制(昭和十三年勅令第七百七十六号)

木材統制委員会官制(昭和十六年勅令第六百八十四号)

食糧管理委員会官制(昭和十七年勅令第六百八十九号)

食糧対策審議会官制(昭和二十一年勅令第三百三号)

第十五條を次のように改める。

第十五條 前 除

附 則

この法律は、農林省設置法施行の日から施行する。

理 由

農林省設置法の刪定施行に伴い、関係命令の整理を必要とする。これが法律案を提出する理由である。

